

平成30年度 UR賃貸住宅団地内への清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集について

標記については、独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅(以下「UR賃貸住宅」といいます。)の敷地内において、居住者の利便に供するため、清涼飲料水の自動販売機(以下「自販機」といいます。)を設置し、管理・運営いただくための場所を賃貸します。詳細及び所定様式等は、募集要領等をご確認ください。

1 対象団地等

グループ	団地名	所在地	設置場所	設置台数	ポール建柱
A	徳重	名古屋市緑区乗鞍一丁目1811番地の1	集会所前	1	不要
	鳴海	名古屋市緑区鳴海町字細根84番地の4 他	201号棟西歩道上空地	1	要
	牛巻	名古屋市瑞穂区牛巻町7番1号	1号棟エントランス横	1	不要
	アーバンラフレ鶴舞公園	名古屋市中区千代田三丁目32番8号	2号棟南西角植栽帯	1	要
	日比野	名古屋市熱田区中出町2丁目22番地	1号棟清掃作業員室前	1	不要
	豊明	豊明市二村台5丁目1番地1 他	センター前バス停前インターロッキング空地	1	要
B	水草	名古屋市北区水草町2丁目60番地の2	コインパーキング下歩道上空地	1	要
	アーバンラフレ志賀	名古屋市北区天道町1丁目1番地 他	12号棟1階管理事務所前	1	不要
	朝倉	知多市つつじが丘1丁目14番地 他	つつじヶ丘1バス停前植栽帯	1	要
	緑苑東	各務原市緑苑東4丁目1番地4 他	①清掃作業員室前 ②コインパーキング向かい	2	①不要 ②要

注1)入札及び契約は、Aグループ6団地6台一括、Bグループ4団地5台一括となります。

注2)設置場所等の詳細は、仕様書をご参照ください。(諸事情により、設置場所等、変更する場合があります。)

注3)ポール建柱「不要」の場合は、集会所等機構の既存電源を利用した引き込みが可能です。

注4)貸付面積は、1台あたり1.5㎡(1.7m×0.9m)程度

2 事業者の募集方法・落札者決定方法等

周知方法	:	UR都市機構中部支社内での掲示及びUR都市機構中部支社ホームページへの掲載
募集要領配布期間	:	平成30年11月26日(月)から平成30年12月6日(木)まで
申込受付期間	:	平成30年12月12日(水)及び平成30年12月13日(木)
申込資格、申込書類	:	3ページ記載の通り
申込方法	:	《お問い合わせ先》宛、直接ご持参ください
落札者決定方法	:	賃貸料率による競争入札(賃貸料は、原則、自販機の売上に料率を乗じて得た金額となります。)機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上で最も高い賃貸料率で入札した者を落札者としします。
その他	:	入札及び契約は、今回募集するAグループ6団地6台、Bグループ4団地5台一括となります。

3 主な賃貸条件・契約内容等

用途	:	自販機設置場所
契約期間	:	平成31年3月1日から平成36(2024)年2月29日まで(5年間、契約期間の更新なし)。
賃貸料(月額)	:	平成31年3月1日から賃貸料支払義務が発生します。月額賃貸料は、設置する自販機ごとに算出し、各自販機の月額売上に落札された賃貸料率を乗じて得た金額(1円未満は四捨五入)とします。ただし、前述した方法により算出した金額が金3,000円に満たない場合は、当該自販機に係る賃貸料は金3,000円とします。よって、平成31年3月1日以降、月額賃貸料として、少なくとも金3,000円の支払義務が発生することになります。
保証金	:	設置する自販機毎に、金30,000円とします。
原状回復	:	契約終了時には貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。なお、落札者(賃借人)において設置した電源引込み設備等について、事前に機構の承諾を得ていただいた場合は、この限りではありません。
途中解約	:	契約締結後、契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要がある場合は、機構がやむを得ないと認めた場合に限り解約を認めます。ただし、募集要領及び契約書に記載する解約金を機構にお支払いいただきます。
設置費	:	自販機の設置(自販機に電源を引き込むための電気工事費用の一切を含みます。)、維持管理及び撤去に係る費用は、落札者(賃借人)のご負担となります。
電気料金等	:	落札者(賃借人)の責任と負担により、電源引込み工事を実施いただき、電気供給事業者と落札者(賃借人)との間で直接電気需給契約を締結いただくことを原則とします。
その他	:	設置する自販機の条件(主なもの) ※仕様書参照 ・ノンフロン対応機器であること ・ピークカット機能を備えていること ・災害救援ベンダー機能(停電時にも当該機能を使用できるもの)を備えていること
		販売条件 ・販売品目は清涼飲料水とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。酒類の販売は行わないこと。 ・商品の販売価格は、標準販売価格(定価)を上回らないようにすること。
		管理運営 ・自販機の故障、問い合わせ及び苦情については、落札者(賃借人)の責任において誠意をもって対応し、連絡先を自販機の見やすい位置に明示してください。 ・自販機に併設して回収ボックスを設置し、落札者(賃借人)の責任で適時適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行ってください。

4 設置場所引渡しまでのスケジュール

(1)	公募期間(募集要領配布期間)	平成30年11月26日(月)～12月6日(木)
(2)	質問書受付期間	平成30年11月26日(月)～12月6日(木)
(3)	質問書への回答期間	平成30年12月10日(月)～12月13日(木)
(4)	申込受付期間	平成30年12月12日(水)及び12月13日(木)
(5)	資格確認結果通知予定日	平成30年12月25日(火)
(6)	入札及び開札日	平成31年1月8日(火)
(7)	契約締結及び覚書交換期限	平成31年2月12日(火)まで
(8)	自販機設置場所の引渡し日	平成31年3月1日(金)

■申込資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人が入札する場合は、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けていない者で、かつ、会社法(平成17年法律第86号)による特別清算を行っていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者については、申込みを認める場合がありますので、事前にご相談下さい。
- (3) 個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。
- (4) 申込受付期間の最終日から起算して、2年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。
これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。
 - ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の実行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 不法な行為を行い、又は行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、機構HP→UR都市機構について→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (7) 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、申込受付期間の最終日から起算して、過去2年間に2回以上、自販機の設置実績があること。
- (8) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
- (9) 機構に支払う賃貸料等の支払見込みが確実であること。
- (10) 契約の締結に際し、機構が「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」に準じて行う本人確認に応じることができること。
(これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。)

■申込書類

	法人の場合	個人の場合
申込み	・入札申込書(所定様式)	・入札申込書(所定様式)
会社確認 (本人確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項全部証明書(※) ・代表者の印鑑証明書(※) ・直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 ・納税証明書「その3の3」(※) (※)発行日から3か月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(※) ・印鑑証明書(※) ・直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書(その2(所得金額の証明))及び確定申告の写し ・納税証明書「その3の2」(※) (※)発行日から3か月以内のもの
実績確認	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分) ・公的施設への自販機設置実績(過去2年以内に2回以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分) ・公的施設への自販機設置実績(過去2年以内に2回以上)
設置機器の確認	・設置を希望する自動販売機のカカロ等、機器の仕様がわかるもの	・設置を希望する自動販売機のカカロ等、機器の仕様がわかるもの
返信用封筒	・1通(長3サイズ)の封筒の表面に返送先を記入し、82円分の切手を貼り付けたもの	・1通(長3サイズ)の封筒の表面に返送先を記入し、82円分の切手を貼り付けたもの
書類持参者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状(代表権者自身が持参する場合は不要) ※運転免許証等により持参者の確認を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状(本人が持参する場合は不要) ※運転免許証等により持参者の確認を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの ・その他URが必要と認める書類の提出を求める場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの ・その他URが必要と認める書類の提出を求める場合があります。

補足)上場企業等の場合は、省略可能書類あり。

※詳細及び申込みにあたっては、募集要領及び仕様書等に記載した内容を十分にご確認ください。
募集要領等は、公募期間中、以下の担当課において、配布します。

＜お問い合わせ先＞

〒460-8484 名古屋市中区錦三丁目5番27号 (錦中央ビル7階)

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 収納管財課 担当:齋木、伊藤

電話052-968-3148(午前9時半～正午、午後1時～午後5時、土曜・日曜・祝日を除く。)